

大阪市立高津中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、人権尊重の精神を基盤とし、互いに認め合い、「いじめ」のない集団の育成のために「**大阪市立高津中学校いじめ防止基本方針**」を策定し取り組んでいく。

未然防止最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

- ・ 道徳教育の充実、人権を尊重する教育の充実
(思いやりの心、協力し合う態度を育成する。)
- ・ 体験学習の充実
(自然体験、職場体験、ボランティア・福祉体験等を更に充実させる)
- ・ 言語活動を重視した特別活動の充実
(あいさつ運動・国際交流活動・地域清掃等の活動を充実させる)

② 未然防止・早期発見のための取組

- ・ 日々の観察
(学活や清掃等、教職員が生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける)
- ・ 教育相談
(教職員と生徒の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくる)
- ・ カウンセリング期間
(各学期にカウンセリングを実施し、実態把握に活用する)
- ・ 学校生活アンケート
(各学期2回～3回、記述式のアンケートを実施し、早期発見の手立てとする)
- ・ いじめ実態調査アンケート
(各学期に1回、実施し、早期発見の手立てとする)

③ 家庭・地域との連携

- ・ P T A 実行委員会や懇談会等を通じて、実態・指導方針等の情報交換をする。
(学校便りやホームページ等を活用し、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う)

3. いじめの未然防止の取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善

① 学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応で重要な点

- ・「意欲を持って、授業を受けること」を生徒や保護者に意義づけする。
- ・全教職員が同じ方針（授業の心得）で指導にあたり、授業規律を徹底する。

② 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取組

- ・国語、数学、英語を中心に、習熟度別少人数授業及びチームティーチング授業の充実を図る。
- ・自主学習習慣の確立「放課後スタディー」の積極的な活用。
- ・ICT機器を活用した授業の導入。

③ 指導力の向上に関する取組

- ・学校協議会を年3回程度実施し、教職員の評価を得る。
- ・相互参観型研究授業を活用し、授業力を高める。

(2) 自己有用感を高めるために

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組

- ・職場体験学習（中学2年2月予定）。

② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

- ・ふれあい清掃による校外のボランティア清掃活動（中学1年・2年12月予定）。
- ・学校行事（体育大会・文化祭）の充実、部活動の活性化を図る。

③ 生徒を認め、誉める指導を充実させるための取組

- ・朝のあいさつ運動（毎日）。
- ・生徒評議会に参画している生徒を中心とした風紀改善の取組。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

- ・道徳の授業を実施し、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、自分自身の生活や行動を省みる。
- ・日常の学級活動の時間を重視し、他人を思いやる心や人権意識を高揚させ、「いじめ」をしないという人間性豊かな心を育てる。

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- ・道徳、人権教育、特別支援教育、外国人教育の3つを柱とし、相手の人権を尊重し、豊かな心を育てる。

③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

- ・教職員に「認められた」という自己有用感を持たせ、生徒との信頼関係を築く。
- ・心通い合うあたたかい学級経営や教育活動を、学年や学校全体で展開し、生徒同士が行動の間違いを指摘し合える環境づくりをめざす。

④ 情報モラルに関する取組

- ・年度初めの外部講師による「情報教育」を皮切りに、学年の人権教育の取組や技術科の授業などを

通じて、SNS の扱い方、悪口や誹謗中傷等のネット上のいじめを防止する。

- ・携帯キャリア等の企業による研修会を、生徒・教職員・地域に対して実施する。

4. いじめの早期発見の取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒観察の充実と情報の共有化（ささいな変化に気づくことができる体制づくり）
- ② 変化の記録（5W1H…誰が何をいつどこでなぜどのように）
- ③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
- ④ スクールカウンセラーの活用
- ⑤ 関係外部諸機関との連携
（天王寺警察署・こども相談センター・中央少年サポートセンター・青少年クリニック・スクールソーシャルワーカー・天王寺区役所等）
- ⑥ いじめ相談窓口の周知
 - 電話教育相談（こども専用） … こども自身から悩みなどに相談
Tel06-4301-3140（月から金曜 ただし、祝日・年末年始を除く 9時～19時受付）
 - 電話教育相談（保護者専用）
Tel06-4301-3141（月から金曜 ただし、祝日・年末年始を除く 9時～19時受付）
 - 24時間電話いじめ相談 … 毎日24時間いじめに関する相談をお受けします。
Tel0570-0-78310（全国共通）

5. いじめの早期解決の取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり
（情報の共有化・教職員の連携等）
- ③ 被害生徒の保護、加害生徒への指導
- ④ 警察などの関係諸機関との連携
- ⑤ 家庭・地域との連携
- ⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① いじめ対策委員会

<構成メンバー>

- ・管理職・教務主任・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任

< 役割 >

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②常設の委員会、事案発生時の委員会の設置など

- ・常設の委員会を原則毎日実施する。
- ・事案発生時は、委員会のメンバーに学年主任・生活指導部長・養護教諭等を加える。
また、必要に応じて、当該学級担任や部活動顧問等、またスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーも加える。

③校内研修会の実施

- ・校内研修会年間計画に位置づけ実施する。
- ・必要に応じて、職員会議等を活用し実施する。

【年間計画】

- いじめ対策委員会 年3回
- 4月 指導方針、情報共有
- 9月 情報共有、2・3学期の計画（中間評価）
- 2月 本年度のまとめ、来年度の課題検討（最終評価）

【アンケート調査等】

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回以上
- ② 学校生活アンケートを原則学期に2回～3回実施
- ③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回以上
- ④ スクールライフノート相談機能・こころの天気の活用

【研修会】

- ・人権教育実践交流研修会（2学期）
- ・生活指導研修会（1学期）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発

- ・学校の様子や情報を発信する。

②学校協議会への提案・協力体制

- ・事案が発生した場合、速やかに学校協議会会長に連絡し、協力体制を整える。

③委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請

- ・天王寺警察署・子ども相談センター・中央少年サポートセンター・天王寺区役所等との情報交換を日頃から密に行う。

(3) 取組内容の検証

①PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連

- ・取組内容を「運営に関する計画」で検討し、常に内容を改善していく。

②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に關しての改善方法

- ・教職員及びPTA実行委員会に、取組評価アンケートを実施する。
- ・学校協議会やPTA実行委員会で意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

7. 重大事案への対処

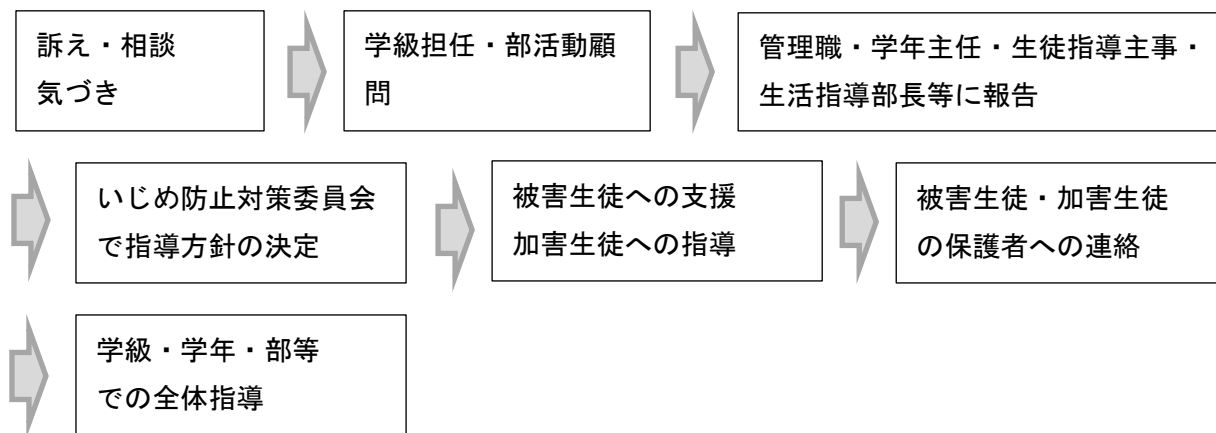
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※以下の①～④について、学校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、教頭・生徒指導主事と中心に、日頃から体制を整えておく。

- ① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③ 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ④ 教育委員会への報告

※ いじめ発見の際の流れ



教職員研修について＝年に2回校内研修を実施する。

早期発見のために＝
・日々の観察 ・いじめアンケートの実施（学期に1回以上＝年に3回以上）
・教育相談の実施（学期に1回以上＝年に3回以上） ・SCによるカウンセリング
・家庭や地域の連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した ・生徒から相談や訴えがあった ・外部から通報があった
・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭 ・いじめ対策委員会の開催

- ① 原則月1回開催する職員会議のなかで、事案の有無について把握する。
- ② 事案ありと認められた場合は、初期対応から解消に向けて、本委員会を断続的に開催する。

{協議内容} 初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期対応より SC による心のケア

いじめ対策委員会（校長が組織の長）構成員
校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長
学年主任

被害生徒

加害生徒

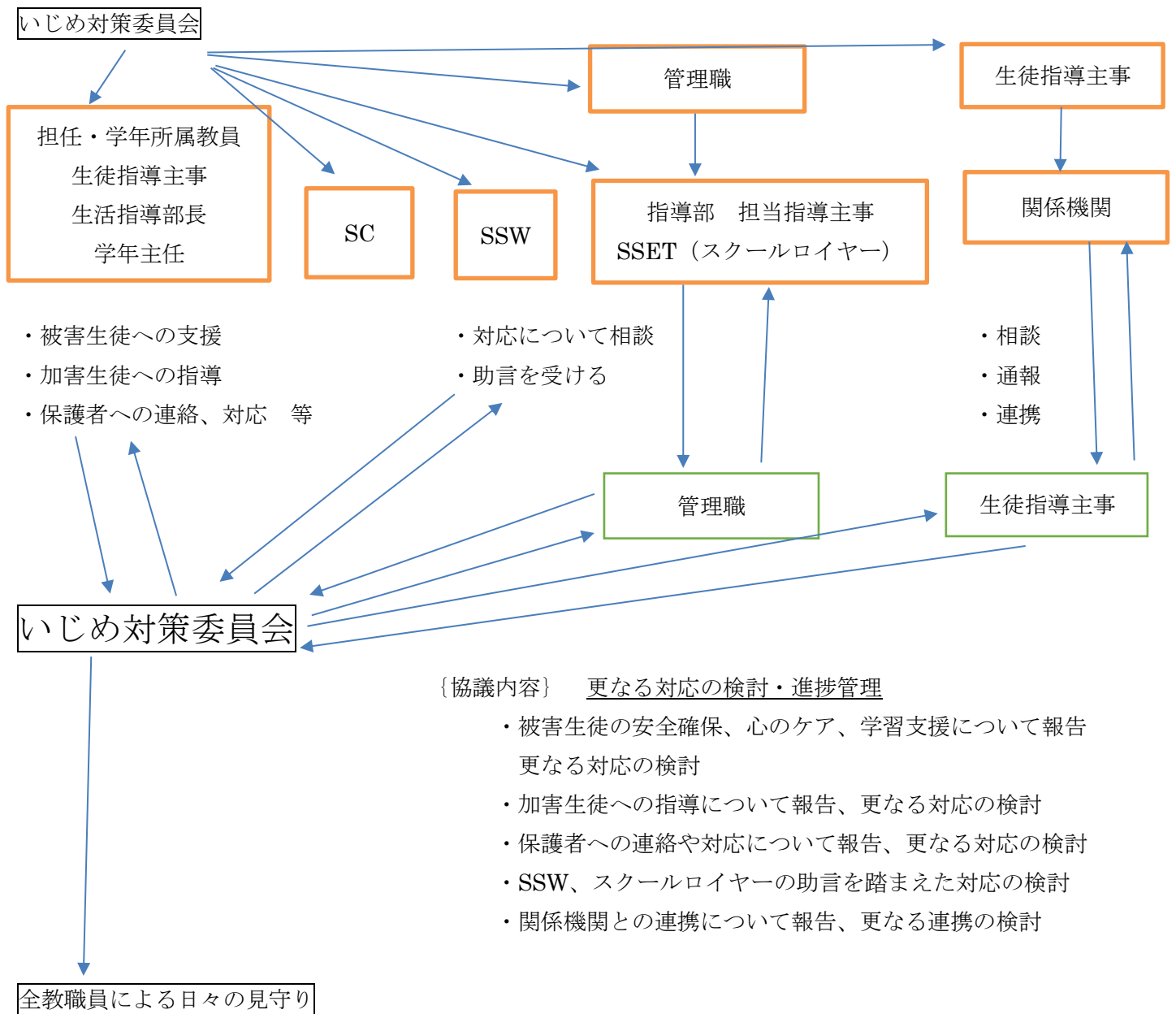
その他の生徒

担任・学年所属教員・生徒指導主事等 ・生徒からの聞き取り等

いじめ対策委員会 {協議内容} 指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無について検討
- ・被害生徒への具体的な支援の方法について検討
- ・加害生徒への具体的な指導の方法について検討
- ・保護者への連絡の手段や方法について検討
- ・関係諸機関との連携の必要性の有無について検討
- ・その他の生徒への働きかけの方法についての検討

*上記各項目について、だれが・いつ・どのように行うかについて具体的に協議する。必要に応じて複数対応とする。



- いじめにかかる行為が止んでいること (少なくとも3か月間)
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

